

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第21回）

先行技術の記載に誤りがある場合の 非自明性判断

～当業者にとって明らかな誤りと言えるか否か～

LG ELECTRONICS INC.,

Appellant

v.

IMMERVISION, INC.,

Appellee

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

新規性及び非自明性の判断を行う際には、クレーム発明と先行技術とを比較し、一致点及び相違点を認定する。

ここで先行技術に記載された文言、データまたは図面にクレーム発明に対応する事項が記載されているが、当該記載は誤りと思われるある場合、それは先行技術としての適格性を有するのであろうか。本事件では先行技術に記載されたレンズの特性値に基づき特許の無効が主張されたが、特許権者は当該先行技術の記載は明らかな誤りであり先行技術には該当しないと主張した。

CAFCは先行技術中の表の記載は明らかな入力ミスまたは明らかな誤りであると判断した審判部の決定を維持する判決を下した。

2. 背 景

(1) 特許の内容

IMMERVISIONは「可変解像度のデジタルパノラマ画像をキャプチャして表示する方法」と称する米国特許第6,844,990（以下、990特許という）を所有している。990特許は、デジタルパノラマ画像のキャプチャと表示に関するものである。

パノラマ(例えば、超広角)対物レンズは、通常、線形画像点分布関数を持っている。これは、画像の中心からの画像ポイントの距離と、画像の中心に対するオブジェクトポイントの対応する相対角度との間に線形関係があることを意味する。この直線性により、デジタルパノラマ画像を簡単に回転、シフト、拡大または縮小できるが、画像の品質は、最初の画像を撮影するとき使用するイメージセンサーの解像度に制限される。